

景観形成基準



1 修理基準

主として現状の外観を維持するための修復
 現状の傷みが著しい部分の修復
 歴史的建築物の特性に合わない改変がみられる部分の復元
 前3号の修復等に伴う構造補強

2 修景基準

項 目		景 観 に 対 す る 配 慮	
共通事項	地 区	原則として、見付本通線に面しているものとする。	
	修景範囲	外壁にあっては、見付本通線に面する部分及び見付本通線に面する外壁面より1.8m以内を補助の対象とする。(角地においては、見付本通線に面する部分及び公道に面する部分を補助の対象とする。)	
建 築 物	用 途	風俗店、遊戯店等は補助の対象としない。	
	形 態	勾配のある屋根をつける。 平入りを基本とする。 1階部分に軒庇を設ける。	
	意 匠	和風を基本とし、和風以外の場合は歴史の趣が感じられるものとする。	
	高 さ	道路に面する部分は3階以下(10m以内)とし、それを越える部分は道路中心の路面より45度の斜線以内とする。	
	後 退	道路境界より1階部分を1m以上後退させる。 ただし6m以上後退する場合は町並みに配慮した方策を講ずる。 後退した前面空地の床面は、町並みと調和した仕上げとする。	
	素 材	次に掲げる自然素材を基本とする。 屋根：日本瓦・銅板・金属板等 外壁：しっくい・レンガ・タイル・石・木(防火適合材)等	
	色 彩	原色を避け、町並みに調和する落ち着いた色調とする。	
	そ の 他	格子などにより歴史の趣が感じられる工夫を施す。 設備器具は道路等から容易に望見できる部分が露出しないようにする。 やむを得ず露出する場合は、壁・格子等で覆うなど建築物全体に調和したものとす。	
工 作 物	垣・塀・門	形態・素材等	木・竹・石・土製などとし、歴史の趣が感じられるものとする。 ネットフェンス・コンクリートブロックは対象としない。
屋外広告物等	看 板	素材・意匠 色 彩 等	木製を基本とし、和風のデザインとする。 彩度の低いものを基調とし、町並み景観に調和した色彩とする。 屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類等は対象としない。
	のれん (店舗の場合)	素材・色彩等	布を基本とし、歴史の趣が感じられるものとする。
	ベンチ・イス等	素 材	自然素材を基本とする。

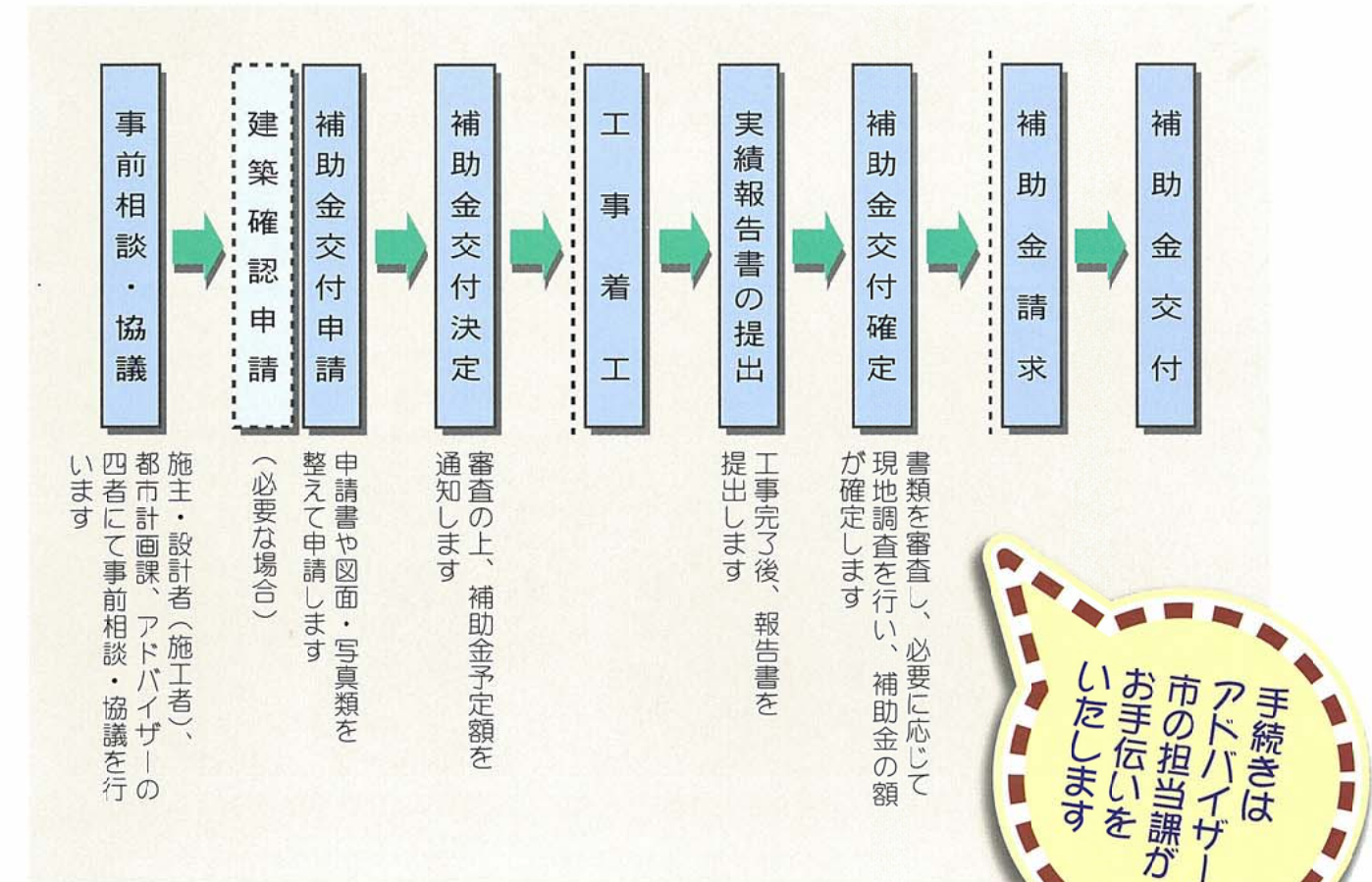
(注) 風俗店、遊戯店等とは、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケ、パチンコ、射的場、ダンスホールを営む店舗をいう。

補助金一覧表

補 助 の 対 象			補 助 率	補助限度額
修 理	歴史的建築物	修理に要する経費	1/2以内	300万円
修 景	建 築 物	新築、増築、改築、修繕又は模様替について、歴史の趣が感じられる建築物とするもので、その外観の工事に要する経費	1/3以内	100万円
		歴史の趣が感じられる建築物の前面空地を修景する場合の経費	1/3以内	20万円
	工 作 物	周囲の景観に調和した工作物の築造に係る工事費のうち、外観に係わる経費	1/3以内	50万円
	屋外広告物等	歴史の趣が感じられる景観に調和させるための設置又は改修に係る経費	1/3以内	30万円

(注) 修景における補助金の合計額は150万円以内とする。

補助金交付申請書手続きフローチャート



事業担当課

磐田市役所 建設部
 都市計画課 都市計画係

〒438-8650
 静岡県磐田市国府台3-1
 電話 (0538) 37-4907
 FAX (0538) 33-2050